

公共工事の価格決定構造の転換に関する 研究小委員会 成果発表

発表者： 木下 誠也（日本大学）

令和6年8月5日

公共工事の価格決定構造の転換に関する研究小委員会

開催状況

令和2年 3月27日(金) 準備会合
5月29日(金) 第1回小委員会



令和4年 11月1日(火) 第15回小委員会



委員の拡大

令和5年 2月 7日(火) 第1回(第16回)小委員会
11月27日(月) 第5回(第20回)小委員会(徳島開催)



令和6年 6月20日(火) 第9回(第24回)小委員会(最終会)

委員構成

委員長： 木下誠也

(令和6年6月27日時点)

副委員長： 小澤一雅 福本勝司

(敬称略)

幹事長： 関健太郎

委員： 石田 和敏 井上 清敬 大谷 忠広 角野 拓真
喜井 義典 北見 裕二 小島 祥圓 小浪 尊宏
小宮 朋弓 近藤 隆行 齋藤 孝信 齊藤 徹史
佐藤 重孝 杉原 宏章 瀬崎 智之 近久 裕二
堤 達也 徳永 雅彦 永江 浩一郎 中洲 啓太
野村 栄治 芳賀 昭彦 早川 潤 笛田 俊治
福澤 直樹 松田 奈緒子 松本 直也 森 芳徳
森本 恵美 和田 祐二 (五十音順) 合計34名

土木学会における検討経緯

公共事業改革プロジェクト小委員会 (2010-2011)

2011年8月 マネジメント手法確立と公共事業調達法の提案

公共事業執行システム研究小委員会 (2012-2014)

2014年8月 品確法改正を踏まえた
今後の改革の道筋を提案

【公共工事の品質確保法改正】

予定価格設定の適正化
交渉方式一部導入 など

2014.6公布・施行

公共工事発注者のあり方研究小委員会 (2014-2016)

2016年8月 公共工事における発注者の役割を明確化し、
下請・労務者等の価格決定構造のあり方について問題提起

公共事業における技術力結集 に関する研究小委員会 (2017-2019)

2016年8月 発注者の技術力の確保
評価方策を提案

公共工事の価格決定構造の転換 に関する研究小委員会

(2020-)

受注を希望する企業の応札の考え方(日本の多くの場合)

発注者が決めた**上限**(予定価格)と

下限(低入札価格調査基準価格 or 最低制限価格)

←推測して落札し得る価格を応札価格とする

←実行予算とは必ずしも合致しない



落札後, **下請価格**を決定



労務費

価格決定構造
: 上流から下流へ

外国における企業の入札の考え方(多くの場合)

最も有利な**施工体制・施工計画**を立案し,

所用の**労務費・資材費**を踏まえ, 下請業者に支払う **額**を定め

たうえで, 自社(元請)の所要額を加え

入札価格とする (実行予算を前提とする入札)



下請価格

.....



労務費



資材

価格決定構造
: 下流から上流へ

公共工事の価格決定構造の問題を引き起こす原因

- 1) 予定価格(上限)と最低制限価格・調査基準価格(事実上の下限)により, 落札価格が誘導される競争環境
- 2) ダンピング対策が, ほとんど入札時点の対策にとどまっており, 労務賃金が適正に支払われているかどうか確認できない
- 3) 官積算が実際の費用と乖離が生じている工種が存在する

公共工事の価格決定構造の問題点

- 1) 需要縮小時に下請業者の適正な利益の確保・技能労働者等の適正な賃金の確保が難しい傾向
- 2) 需要拡大時に不調・不落発生による社会的損失の発生、行政コスト増大等
- 3) 施工の工夫に対するインセンティブが働きにくい

2024年度 研究成果発表会・表彰式

 Construction Management Committee
建設マネジメント委員会

7

1. 公共工事の価格決定構造の課題と研究目的

(1) 研究目的

- 1) 市場原理に基づく健全な競争環境のもと, 施工の安全や品質を確保し, 技術者・技能者に適切な対価が支払われ, 技術開発意欲を増進する調達の実現を目指す.
- 2) 下請価格, 労務賃金等が適切に支払われることを前提とし, 実際の下請価格・労務費等を積上げ入札金額が決まる価格決定構造への転換方策を検討.

着目点: ① 上限価格(予定価格)等の設定方法の見直し
② 下限価格を下回った札の適切な措置
③ 市場原理に基づく適切な入札価格による健全な競争環境の醸成

2024年度 研究成果発表会・表彰式

 Construction Management Committee
建設マネジメント委員会

8 of 18

1. 公共工事の価格決定構造の課題と研究目的

(2) 状況の変化

- 1) 不調・不落に関する問題意識
 - 需要拡大時に上限拘束により生じる**不調・不落**について発注者や業界の問題意識が高まっている
- 2) 担い手の育成・確保
 - ① 技術者・技能者の**労働条件・労働環境の向上**が必要
 - ② CCUSを活用した産業の横断的賃金目安の設定を望む意見
- 3) 技術開発の必要性
 - 我が国の科学技術立国としての発展、建設業界の持続可能な成長には、**民間の自律的な技術開発を促進させる改革**が必要

2. 公共工事の価格決定構造の転換に向けた取組

(1) 価格決定構造の転換に向けた取組の基本的な考え方

- 1) 予定価格による 上限拘束という現行法制を変更せずに
 - ① これまでの運用の範囲内で実施できる取組
 - ② これまでの運用範囲を拡大して実施できる取組を中心に議論を進め
- 2) 競争原理の活性化
- 3) 労務費の支払や適切な労働時間確保に着目

2. 公共工事の価格決定構造の転換に向けた取組

(2) 発注者の役割

- 1) 戦後の価格統制時代から続く発注者が行う積算が契約価格を決めるという認識・運用から脱却。

健全な市場競争に基づき契約価格が決まるという認識・運用を持つ。

- 2) 対象構造物の性能又は仕様，設計条件，施工条件を明確にし，競争条件・競争ルールを整える。
- 3) 適切な予定価格（予算の範囲内で価格の妥当性が説明でき取引可能な価格）を設定する。

2. 公共工事の価格決定構造の転換に向けた取組

(3) 入札者の役割

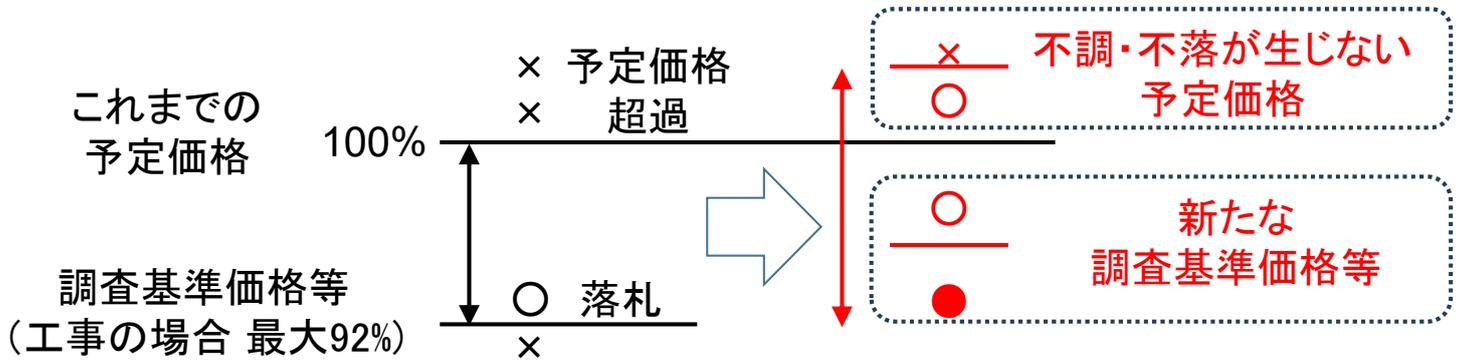
- 1) 自らの施工能力（協力会社等を含む）等に基づき，適正な労務賃金を支払うことを前提に，積み上げた必要経費，自社の利益，競争状況を考慮し，入札価格を決定。
- 2) 入札者は，入札価格に対し説明責任を負う。

2. 公共工事の価格決定構造の転換に向けた取組

(4) 公共工事の価格決定構造の転換イメージ

市場原理に基づく適切な入札価格による健全な競争環境の醸成

上限価格を引き上げ、下限を適切化することで、競争の範囲が広がり、入札者が自らの施工能力を踏まえ、適切な賃金支払や利益計上できる価格で入札することにより、健全な競争環境が醸成される。



○: 落札し得る入札

●: 適切な賃金の支払を含め履行可能と認められる場合、落札し得る入札

※ 総合評価落札方式の場合、落札する札は技術点の影響を受ける

2024年度 研究成果発表会・表彰式



Construction Management Committee

建設マネジメント委員会

13 of 18

2. 公共工事の価格決定構造の転換に向けた取組

(5) 「上限の適切化」に向けた取組み

予算の範囲内で、不調・不落を生じさせない予定価格を設定

(1) 現行法制のこれまでの運用範囲で実施できる取組み

- ① 標準歩掛は適用範囲を考慮して使用
- ② 見積を活用
- ③ ECI等において交渉を活用
- ④ 必要に応じ実費精算を行う(災害・維持等で例あり)

(2) 現行法制のもとでこれまでの運用を拡大する取組み

- ① 入札前に施工者から施工方法等を意見聴取
- ② 最高額の見積を活用
- ③ 不調不落防止のための予定価格上乘せ(7~10%)を試行

2024年度 研究成果発表会・表彰式



Construction Management Committee

建設マネジメント委員会

14 of 18

2. 公共工事の価格決定構造の転換に向けた取組

(6) 「下限の適切化」に向けた取組み

新たな調査基準価格を下回っても、適切な賃金の支払を含め履行可能と認められる場合、落札可能とする

- ① 施工計画等を確認することにより価格の妥当性を判断する方法
- ② 過去の工事実績(賃金支払い状況を含む)を確認することにより適否を判断する方法
- ③ 適切なVE提案を総合評価において加点する等の方法

2. 公共工事の価格決定構造の転換に向けた取組

(7) 「入札価格の適切化」に向けた取組み

- 1) 入札価格を見積もる際、発注者の標準歩掛に基づく積算基準を主な拠とすることなく、入札者のこれまでの施工実績、自らの施工歩掛と下請会社からの適切な見積等を拠とすることが必要
- 2) 上限の適切化、下限の適切化の取組みと合わせた取組みが必要。

見積, 工事日報, 賃金確認の活用の普及・拡大の取組の進め方(案)

	入契制度	見積 (工事価格・下請価格の適正化)	工事日報 (週休2日/作業時間)	賃金台帳 (賃金)
第1 ステップ	○総合評価(入札時), 工事成績(検査時)における評価の試行	○材工分離した見積を取る※	○1工種・1週間※	○賃金台帳の開示(部分的)
			○1工種・全期間※ ○複数工種・1週間※ ○全工種・全期間※	○賃金台帳の開示(概ね全工種)
第2 ステップ	○評価の規定	○発注者以外の者(第三者)による確認の試行	○第三者による確認の試行	○第三者による確認の試行
		○第三者による見積, 工事日報, 賃金台帳の確認を試行		
第3 ステップ	○評価方法の拡充(実質, 上限下限がほとんど必要なくなる)	※材工分離した見積を取ることを特記等で規定	※工事日報の記録を特記等で規定	※賃金台帳の開示を特記等で規定

※実施宣言を入札時に評価/実施状況を検査時に評価

ご静聴 頂きまして
有り難うございます